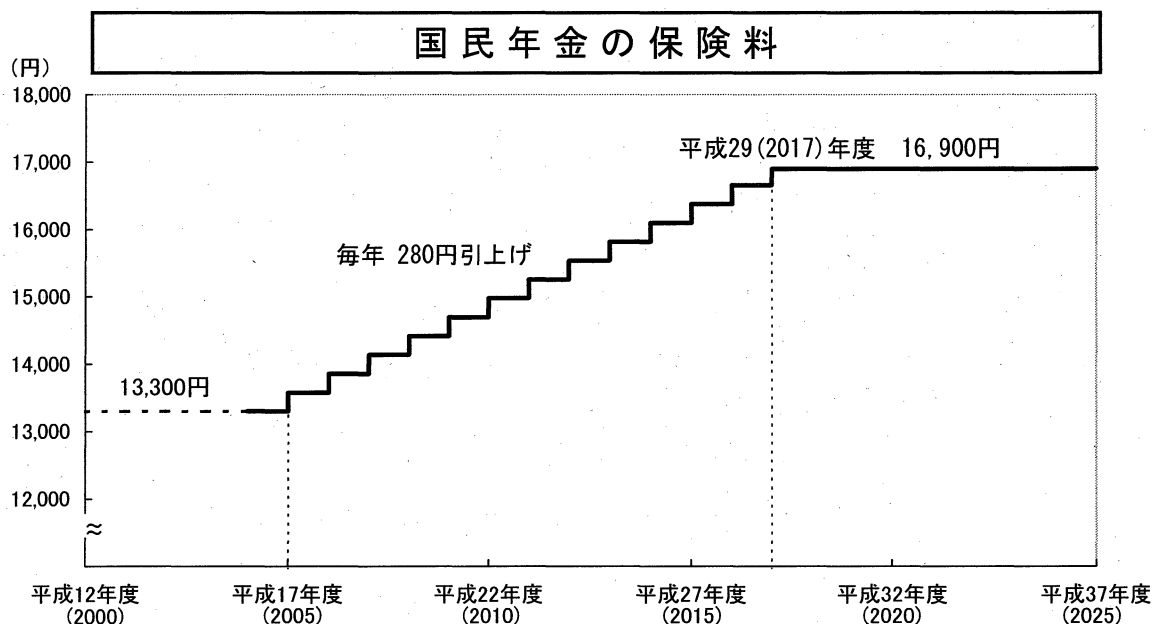


(注) 保険料率は、年収(総報酬)に対する率である。



(注) 保険料は、平成16(2004)年度価格(平成15年度までは名目額)である。平成17(2005)年度以降の実際の保険料は、上記で定まった額に平成16年度以降の物価・賃金の変化を乗じた額。

(注1) 平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものである。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金変動率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金変動の状況に応じて変化するものである。

(注2) 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者(月収36.0万円(ボーナスは年2回合計で月収3.6ヶ月分))の場合、毎年保険料率の引上げにより、月650円程度(ボーナス1回につき1,150円程度)保険料負担(被保険者分)が増加する。

② マクロ経済スライドによる給付調整

保険料水準を固定する方式の下で年金財政を均衡させるためには、給付が固定された保険料水準による収入の範囲内で賄えるものとなるよう給付水準を調整する必要がある。そこで、

約 100 年間の財政均衡期間にわたって財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、以下の改定指標で年金額の改定を行うことにより、給付水準を自動的に調整することとしている（マクロ経済スライド）。

- 新規裁定者（68 歳未満の受給権者）：1 人当たり名目手取り賃金変動率×調整率
- 既裁定者（68 歳以上の受給権者）：物価変動率×調整率

*調整率：公的年金被保険者数変動率×0.997

（0.997 は平均的な年金受給期間（平均余命）の変化率の逆数等を勘案した一定率）

（参考）通常（財政が均衡すると見込まれる場合）は、以下の改定指標で年金額の改定を行う。

- 新規裁定者（68 歳未満の受給権者）：1 人当たり名目手取り賃金変動率
- 既裁定者（68 歳以上の受給権者）：物価変動率

（注）保険料水準を固定する方式では、保険料（率）の再計算は必要なくなったが、5 年ごとにその時点以降の長期的な財政収支の見通しが作成される。そこでは、マクロ経済スライドによる給付調整の要否が検証されるとともに、マクロ経済スライドが行われる場合には、給付の調整期間や将来の給付水準の見通しが示されることとなる。

③ 積立金の水準

これまでの年金財政の計算にあたっては、遠い将来にわたって給付と負担を均衡させる考え方（永久均衡方式）が採用されていた。この結果、将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は将来にわたって一定の水準を維持することが必要とされていた。

今回の改正では、こうした仕組みに代えて、年金財政の計算上、給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間として、100 年程度の期間について給付と負担の均衡を図る考え方（有限均衡方式）が採用された。有限均衡方式では、5 年ごとに行う財政の現況及び将来の見通しの作成ごとに、財政均衡期間を移動させることにより、少子化の状況や経済の見通しの状況などを踏まえながら、常に 100 年程度の期間で年金財政を見直していくことにより、将来にわたる財政均衡を確保することとしている。

この方式では、積立金水準について、財政均衡期間の最終年度における目標を設定することとなる。今後の年金財政計算では、遠い将来において現時点では予測できないような大きな変化が生じることも否定できないことを考慮しつつ、将来に向けて積立金水準を抑制していくことを基本に考え、最終年度に積立金水準を給付費の 1 年分程度とすることとしている。

（3）基礎年金国庫負担金の引上げ

平成 16(2004)年の年金制度改正においては、基礎年金の国庫負担割合について、所要の財源を確保した上で 2 分の 1 に引き上げていくこととされた。引き上げは平成 16 年度から着手し、平成 21 年度までに完了する。

（注）財政再計算においては、平成 20 年度までの間の基礎年金に係る国庫負担は、従来の 3 分の 1 に、平成 16 (2004) 年度は 272 億円、平成 17 (2005) ~20 (2008) 年度は 1000 分の 11 をを加えたものとしている。

附属明細書

(単位：百万円)

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

内容	本年度末残高	説明
日本銀行預金	645,609	元受分
財政融資資金預託金	2,289,498	
合 計	2,935,107	

② 未収金の明細

内容	相手先	本年度末残高
年金返納金	受給者等	1,140
合 計		1,140

③ 他会計繰入未収金の明細

内容	相手先	本年度末残高
繰延国庫負担金	一般会計	445,400
4月分徴収決定済未収額	一般会計	302,959
基礎年金相当給付費交付金	国民年金特別会計基礎年金勘定	279,775
18年度国庫負担金の受入未済額	一般会計	11,389
合 計		1,039,525

④ 未収保険料の明細

内容	相手先	本年度末残高
未収保険料(過年度及び当年度分)	被保険者等	1,864,782
合 計		1,864,782

⑤ 貸倒引当金の明細

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末 残高	本年度増 減額	本年度末 残高	前年度末 残高	本年度増 減額	本年度末 残高	
未収金							
徴収停止等債権	—	—	—	—	—	—	
履行期限到来等 債権	1,079	△91	988	539	△45	494	簡便法により 算定
上記以外の債権	—	152	152	—	—	—	
未収保険料							
徴収停止等債権	—	—	—	—	—	—	
履行期限到来等 債権	2,048,275	△183,493	1,864,782	1,433,793	△128,445	1,305,347	簡便法により 算定
上記以外の債権	—	—	—	—	—	—	
合計	2,049,354	△183,432	1,865,922	1,434,332	△128,490	1,305,842	

⑥ 固定資産の明細

区分	前年度末 残高	本年度 増加額	本年度 減少額	本年度 減価償却額	評価差額（本年 度発生分）	本年度末 残高
(有形固定資産)						
行政財産						
国有財産（公共用財産を 除く）	20,722	32	1,893	680	-	18,180
土地	8,693	-	490	-	-	8,203
立木竹	7	-	-	-	-	7
建物	9,082	27	1,203	406	-	7,498
工作物	2,938	5	199	273	-	2,470
物品	550	505	36	572	-	445
合計	21,272	537	1,930	1,253	-	18,626

⑦ 出資金の明細

出資金の増減の明細

種類	前年度末 残高	評価差額の 戻入	本年度 増加額	本年度 減少額	評価差額（本 年度発生分）	強制 評価減	本年度末 残高
年金積立金管理運 用（独）	-	-	1	-	-	-	1
（独）福祉医療機 構（承継債権管理 回収勘定）	-	-	194,955	-	6,713	-	201,668
（独）年金・健康 保険福祉施設整理 機構（国民年金勘 定）	33,507	-	315	3,956	2,895	-	32,761
年金資金運用基金 （一般勘定）	1	-	-	1	-	-	-
年金資金運用基金 （承継一般勘定）	217,969	-	-	217,969	-	-	-
合計	251,478	-	195,271	221,927	9,608	-	234,430

市場価格のない出資金の純資産額等の明細

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C = A - B)	資本金 (D)	国からの 出資累計 額 (E)	出資割合 (F = E /D) %	純資産額 による 算出額 (G = C × F)	貸借対照表計 上額 (国有財 産台帳価格)	使用財務諸 表
年金積立金管理運用 (独)	134,377,711	134,377,611	100	100	1	1.0%	1	1	財務諸表
(独) 福祉医療機構 (承継債権管理回収勘定)	3,857,792	2,984	3,854,808	3,726,475	194,955	5.23%	201,668	201,668	財務諸表
(独) 年金・健康保険福祉施設整理機構 (国民年金勘定)	32,913	152	32,761	29,865	29,865	100.0%	32,761	32,761	財務諸表
合計	138,268,417	134,380,748	3,887,669	3,756,441	224,822	—	234,430	234,430	—

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

内容	相手方	本年度末残高
2・3月分年金給付	受給者等	287,708
合計		287,708

2. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

款	項	金額
雑収入	雑収入	1,628
合計		1,628

(2) 財産の無償所管換等の明細

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
出資時の評価差損	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	△932	土地、立木竹、建物、工作物等	「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法」(平成17年法律第71号)附則第2条に基づく、出資時の減少額	
年金資金運用基金出資金承継損	年金資金運用基金	△343		「年金積立金管理運用独立行政法人法」(平成17年法律第62号)第4条第2項の規定に基づく、政府出資金の減少額	
前年度末出資金修正益	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	32		平成17年度の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構出資金を見直した結果生じた政府出資金の増加の額	
年金資金運用基金資産承継収入	年金資金運用基金	1,389		年金資金運用基金からの出資金の減少額	
合計		146			